

教育民生常任委員会視察報告

教育民生常任委員会委員長 戸田由紀子

- 1, 日 時 平成23年1月24日(月)から1月25日(火)
- 2, 視察先 岐阜県岐阜市・滋賀県東近江市
- 3, 視察内容 岐阜市 ①子どもの権利に関する条例について
東近江市 ①図書館計画について
②課題解決につながる「市民力」「行政力」向上を図る図書館サービス
充実事業について

(1) 子どもの権利に関する条例について-----岐阜市

岐阜市では、平成18年「子どもの権利に関する条例」を全国で5番目に制定した。条例制定後5年経過し、その間こどものいじめ問題についてその解決にむけ様々な取り組みしてきたが、残念ながら、完全に解決しているわけではない。しかし、学校・家庭・地域の子どもを取り巻く関係機関やすべての大人がいじめに関心をもち、条例に謳われている子どもの権利を保障するためにそれぞれの責務を自覚して、お互いの連携につとめることが大切であり、市民に少しずつでも伝わっているのではないかとの感触をもっている。

また、権利侵害から子どもを救済するための第三者機関であるオンブズパーソンについては、検討段階で意見はでたが、少年センターが第三者的立場で動いて実績があったことや家庭相談員、人権擁護員の動きもあるので設置には至らなかった。今後、必要であれば条例改正もありうるとのことでした。

条例ができたことで、庁内の子どもの人権に係る部署と連携がとりやすく、協力しやすくなったそうで、すべての子どもの幸せのために、市民全体がこどもの権利を保障するまちづくりを進める岐阜市の意気込みを感じました。

【背景】いじめや虐待など子どもの権利侵害が多発していた。平成15年議会の質問をうけた市長が「子どもの権利の保証のための方策を制度的に確立するのは重要な課題である」と答弁し、すべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、市民全体がその権利を保障するまちづくりを進めようと「子どもの権利に関する条例」制定に取り組みはじめた。

【経緯】平成16年4月研修会をたちあげ、平成18年3月議会条例可決し4月に条例施行。

- ・「子どもの権利」検討プロジェクト会議を7回実施
- ・「ぎふ子どもの権利条例懇話会」2回
- ・ジュニアリーダー意見交換会(中学生120人に市内5ヶ所にわかれて意見を聞く)
- ・「子どもの権利を考える市民フォーラム」
- ・多治見市への訪問調査
- ・パブリックコメント

【条例の特徴】

- ・子どもを権利の主体と認め、子どもが持っている大切な権利を確認するとともに、その権利が保障されること。

- ・子どもが自分の権利を自覚するとともに、他の人の子どもの権利も尊重するよう努めることを子どもの責務とすること。

【条例施行後の取り組み】

- ・普及・啓発のためにチラシ配布やマスコミ、テレビ、ラジオ、市広報誌、市長の記者会見など。
- ・小学6年生に社会科の時間で学習。
- ・「子どもの権利推進委員会」を設置→提言書
- ・市内50ヶ所に「地域人権教育推進委員会」設置

(2) 図書館計画・課題解決につながる「市民力」「行政力」向上を図る図書館サービス充実事業について-----東近江市八日市図書館

東近江市 人口11万8千人

平成21年度個人貸出冊数126万冊 一人当たり年間貸出冊数9,6冊

職員正規25名 臨時25名(全員司書有資格者) 図書費5600万円

図書館の入り口を入るとすぐ書架が目に入ってきました。その高さの低いこと！そして、児童書のコーナーでは、たくさんの絵本の表紙がこっちを向いて並んでいました！それは、まるで絵本が子どもたちに“早く手に取って”と呼び掛けているようで、おもわず駆け寄りたくなる風景でした。

2005年と2006年の2度の合併により旧7自治体(八日市市、永源寺町、五個荘町、湖東町、愛東町、能登川町、蒲生町)で構成された東近江市は、図書館が7つあり、それぞれが特徴をいかした運営をしております。今回、市内全地域をカバーする拠点館として位置づけられている八日市図書館を訪問しましたが、展示方法や運営に驚嘆させられた図書館でした。

【地域とのつながり】

八日市図書館は昭和60年(1985年)に開館。建設準備段階から館長は専門職として大阪堺市から招聘し、司書を専門職として採用して司書職制を確立。市民へ徹底した資料提供を行い住民一人あたり年間貸し出し冊数は9.3冊(本市は3,79冊)と高い数値になっています。

2階には、市民の憩いの場である「風倒木」があり、有機栽培のコーヒー(100円)を飲みながら過ごせるコーナーと図書館の除籍本のリサイクル販売を「人と自然を考える会」という市民団体に運営を委託。毎日コーヒーを飲みに来ているという70代の男性の方は、ここに来るのが楽しみと話してくれました。その収益は「本の森助成基金」として積み立てられ、図書館での環境関連資料の購入や催しなどをするために使用されています。市民の作品の展示コーナーでは、お正月らしくさまざまな凧が飾ってあり、図書館を中心につながる市民の力を感じました。

【子どもと本をむすぶ】

読書のある環境作りが大切であることから「子ども読書推進計画」の策定や「子ども読書活動推進委員会」を設置し、学校図書館司書の配置(5人)、資料費などの予算措置をした。学校司書とは年間3~4回連絡会を持っている。まだ図書館を利用したことのない子ども一人一人に図書館カードを作るよう呼び掛け、今では98%の子どもが持っている。また、先生方が図書館を利用することによって子どもたちにもよい影響を与えることから、先生がたの研修会の会場を図書館とし、

積極的に参加を呼び掛けている。教育懇談会への講師派遣の相談もしている。

【民間委託・指定管理者制度について】

館長さんは、5年毎に管理者が変わることに疑問を持っている。図書館は、地域の生活文化を守り、継続し、作っていくところなので、行政が責任をもって進めるべき。地域の人と、図書館をどう一緒につくっていくか問われていると話されました。

【図書館も福祉】

東近江市の図書館は、武村知事の時代に滋賀県が図書館振興策として、専門職館長の招聘と10年間資料費の補助をしたという背景があります。専門職として司書を採用するにあたり全国から応募があるそうで、全国的にも高いレベルにあることはなんとも羨ましい話です。

館長さん曰く「図書館も福祉です」。自由である。市民と一緒に場所づくりを。管理・禁止事項はあえて設けてないなどそのスタンスは参考にすべき点も多くあり、市民生活に欠かせない公的施設としての図書館のあり方を考える上で大きな刺激を受けた視察となりました。

以上